



平成23年7月8日
東北運輸局災害対策本部

東日本大震災による被災自動車の
永久抹消登録・自動車重量税特例還付申請の出張受付
==== 福島原発からの避難先で実施 ====

東北運輸局では、東日本大震災において被災・流失した自動車の永久抹消登録及び自動車重量税特例還付申請について、特例として被災した地域に出張して受付を行っています。

この度、福島県において、下記のとおり出張受付を行いますのでお知らせします。

出張受付は、福島第一原子力発電所から半径20km圏内の「警戒区域」からの避難先においても実施するものとし、「警戒区域」内に置かれている自動車についても永久抹消登録・自動車重量税特例還付の対象として受付を行います。

福島県	○ 日 時 平成23年7月13日（水） 10時～15時 ○ 場 所 ビックパレット「展示ホールC」（郡山市南2丁目52）
	○ 日 時 平成23年7月14日（木） 10時～15時 ○ 場 所 大熊町役場会津若松出張所（会津若松市追手町2-41）
	○ 日 時 平成23年7月15日（金） 10時～15時 ○ 場 所 道の駅「南相馬」（南相馬市原町区高見町2丁目30-1） ※福島行政評価事務所が被災者支援のために開催する特別行政相談所と同時開催です。
	《問い合わせ先》 【登録自動車】福島運輸支局登録部門 050-5540-2015 【軽自動車】 軽自動車検査協会福島事務所 024-546-3222

被災を受けた登録自動車の永久抹消登録手続きについては、別紙のとおり特例措置を講じています。

軽自動車については、軽自動車検査協会が相談・受付を行います。

なお、永久抹消登録・自動車重量税特例還付申請以外の手続き（代替車両の新規登録等）については、今回の出張受付の対象とはなりません。

《本プレスリリースに関する問い合わせ先》
東北運輸局自動車技術安全部管理課 小坂、阿部
電話：022-791-7533

【 別 紙 】

【登録自動車】 被災自動車の「永久抹消登録」申請の際に提出する書類等

- 抹消登録申請書（当日、受付に準備します）
（既に一時抹消登録をしている場合は、解体等届出書（抹消登録申請書と同一様式））
- 自動車検査証（車検証）
- 自動車検査証に記載されている所有者の印鑑登録証明書・実印
- ナンバープレート前後2枚
- 被災したことの証明に必要な書類
 - ・市町村が発行する罹災証明書
- 自動車検査証上の所有者がお亡くなりになっている場合
 - ・戸籍謄本（所有者がお亡くなりになったこと及び所有者との関係がわかるもの）
- 既に一時抹消登録している場合
 - ・登録識別情報等通知書
- 代理申請をする場合
 - ・代理申請に係る委任状

〔申請に必要な書類や情報が無い場合〕

- 自動車検査証を紛失
 - ・申請者からの情報、納税証明書等により自動車登録番号又は車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば、申請を受け付けています。
- 印鑑登録証明書が取得困難、実印を紛失
 - ・次の書面の提出及び提示をもって代えることができます。
 - ①所有者本人からの申請の場合
所有者の署名及び本人確認書面（免許証等の身分証明書）
 - ②代理人による申請の場合
所有者が署名した委任状及び所有者の本人確認書面の写し並びに代理人の本人確認書面（免許証等の身分証明書）
- 罹災証明書の入手が困難
 - ・申請人の申立書（当日、受付に準備します）をもって罹災証明書に代えることができます。
なお、被災地域以外において登録されている自動車に係る申請については、震災時に当該地域に所在していたことが分かる具体的な記載が必要となります。
- ナンバープレートの紛失（流失）等
 - ・自動車の流失等のためナンバープレートを回収できない場合は、返納を要しません。

【軽自動車】 被災自動車の「自動車検査証返納」届出の際に提出する書類等

- 自動車検査証返納届出書（当日、受付に準備します）
（使用者の押印が必要です）
- 自動車検査証（車検証）及びナンバープレート前後2枚（返納できる状況の

場合のみ)

- 自動車が被災し、用途廃止した旨の申立書（当日、受付に準備します）
 - 自動車検査証上の使用者がお亡くなりになっている場合
 - ・戸籍謄本（使用者がお亡くなりになったこと及び使用者との関係がわかるもの）
- ※当該自動車の「車両番号又は車台番号及び使用者氏名・住所」が確実にわかること。

被災自動車の「自動車重量税還付」申請の際に提出する書類等
(還付対象自動車は、車検の有効期間が平成23年4月10日以降のものに限り、
車検の残り期間に応じて還付されます)

- 被災自動車に係る自動車重量税の特例還付申請書（当日、受付に準備します。）
- 車検証上の所有者がお亡くなりになっている場合
 - ・戸籍謄本（所有者がお亡くなりになったこと及び所有者との関係がわかるもの）
- 代理申請や代理受領をする場合
 - ・代理申請・代理受領に係る委任状
- 所有者の認印（還付申請書に押印）

福島第一原子力発電所から半径20km圏内に係る被災自動車について

上記の「永久抹消登録」又は「自動車検査証返納」の手続きの際に提出する書類等の他に、「再使用又は譲渡しない、警戒区域設定中も解除後も再登録しない」ことの「確認書」（当日、受付に準備します。）を提出していただくこととなります。